

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下、「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、千歳市個人情報保護条例（平成7年4月1日条例第16号。以下、「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この契約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (5) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この契約における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(秘密の保持)

第3条 受注者及び本業務の全部若しくは一部に従事する者は、この契約による業務の実施に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。契約期間が満了し、又は契約を取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報（個人番号及び特定個人情報を除く。）を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第5条 受注者は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報等の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等の取扱いに関する規程類を整備するとともに、管理責任者並びに個人番号及び保有特定個人情報（以下「保有特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）がいる場合は当該職員を定め、発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、事務取扱担当者の役割を定めるとともに、各事務取扱担当者が取り扱う保有特定個人情報等の範囲を指定しなければならない。

(従事者の監督)

第6条 受注者は、この契約による業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施)

第7条 受注者は、従事者に対し、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本仕様

書における管理責任者等が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報等を当該業務を行う目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(取扱区域)

第9条 受注者は、保有特定個人情報等を取り扱う業務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者が指定した場所に持ち出す場合を除き、保有特定個人情報等を前項の区域の外に持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、発注者から提供された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、前項ただし書きの規定により第三者（以下「再受託者」という。）に個人情報等を取り扱わせる場合は、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じるとともに、再受託者の当該業務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

- 3 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、千歳市個人情報保護条例施行規則第16条第8項の措置を講じるとともに、再受託者の当該業務に関する履行状況の管理及び監督をしなければならない。また、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

- 4 受注者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者が番号法に基づき発注者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するとともに、当該措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 5 第1項から前項までの規定は、再委託された業務を再々委託する場合について準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員等の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製

し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び資料の提出等）

第14条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報等を取り扱う業務について管理状況の報告を求め、又はこの契約による業務を行うに当たって必要な指示をすることができる。

（立入検査等）

第15条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているか確認するため、受注者及び再受託者に対して、立入検査等を行うことができる。

（事故発生時等の対応）

第16条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失、棄損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の場合において、受注者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、被害拡大防止のため直ちに行之得る措置については、直ちに行うものとする。

3 受注者は、事案の発生した経緯及び被害状況等を調査し、発注者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに発注者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 受注者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（契約解除）

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める業務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失、棄損及び改ざん等の事故が生じ、発注者に損害を与えた場合においては、原契約の解除の有無にかかわらず、損害額等について発注者受注者協議のうえ、原契約の定めによりその責任を負うものとする。

（点検）

第19条 受注者は、保有個人情報等の記録媒体、処理経路及び保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を発注者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第20条 受注者は、前項の規定による点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（電子計算機処理に係る適正管理）

第21条 電子計算機処理に係る保有個人情報等は、この契約に定めるもののほか、千歳市情報セキュリ

ティポリシー及び情報セキュリティ実施手順文書並びに千歳市電子計算機処理委託に係るデータ保護及び管理に関する規程（昭和53年6月1日訓令第4号）に定めるところにより適正に管理しなければならない。